

第六十五回
帝國議會
貴族院

裁判所構成法中改正法律案特別委員會會議事速記録第二號

昭和九年二月十六日(金曜日)午後一時四十二分開會

○委員長(侯爵松平康昌君) 前回ニ引續キ

マシテ委員會ヲ開キマス、此前マダ御質問ノ途中デアリマシタガ、先ヅ裁判所構成法中改正法律案ノ御質問ガアレバ御願ヒシタイト思ヒマス

○子爵綾小路護君 前回ノ委員會ノ席上デ司法大臣ガ法案ノ御説明ニ於キマシテ、豫審事務處理ノ補助ヲ爲サシムルコトヲ得ルノ途ヲ開ク云々ト御説明ヲナサレテ居ルデアリマスガ、此補助ヲ爲サシムルト言ハ

レマスノハ、派遣サレタ判事ガ主タル……所謂監督者トシテスルノデ非ズシテ、全ク補助ヲスルト云フ意味デアリマスカ、其邊ヲ明カニシテ置キタイト存ジマス

○國務大臣(小山松吉君) 御答ヘ致シマスガ、出張イタシマス他ノ地方裁判所……出張ヲ受ケル所ノ裁判所ニハ豫審判事ガ居リマスカラ、ソレノ補助ト云フコトヲ申シタ

ノデアリマスガ、是ハ事件ノ模様ニ依ッテ補助者ニモナリ、分擔スル擔當者ニモナルノデアリマス

○子爵綾小路護君 モウ一點、現行法ニ依

リマスレバ、事件ノ緊急性ハ地方裁判所長ニ於キマシテ、認定權並ニ命令權ヲ有ッテ居ルヤウニ解セラレルノデアリマス、併ナガラ今回ハ之ヲ擴張サレテ、控訴院ノ管轄内迄御上ゲシタノデアリマスカラシテ、此命令權ハ是ハ控訴院長ニアルト考ヘラレマス

ガ、此認定權ガ控訴院長ニアリヤ地方裁判所長ニアリヤ、此點ガ分明デナイノデアリマス、之ヲ將來ノ爲ニ明カニシテ置キタイト思ヒマス、是ハ如何ニ解シタラ宜シイノデアリマスカ

○國務大臣(小山松吉君) 御尋ノ場合ハ、豫審判事ガ差支ガアッテ、サウシテ他ニ代理スベキ、詰リ知識經驗ヲ有ッテ居ル人ガナイト云フ場合デアリマスカラ、是ハ地方裁判所長ガ其コトヲ控訴院長ニ具申イタスノ

デアリマス、サウシテ控訴院長ガソレニ依ッテ、其自分ノ管轄内ノ或ル裁判所内ノ適當ナリト認ムル豫審判事ニ其裁判所ニ出張ヲ命ズルト云フコトニナルノデアリマス

○子爵綾小路護君 サウ致シマス、認定ハ地方裁判所長ニアルト言ヘナイノデアリマスカ、具申ヲ致シテ控訴院長ガ命令ヲスルト云フ斯ウ云フコトデアリマス、緊急

性ノ認定ハ矢張り地方裁判所長ニアルト解シテ宜シイノデゴザイマセウカ

○國務大臣(小山松吉君) 自分ノ方デ豫審判事ノ補助者ヲ一人御賞ヒシタイト云フコトヲ、事件ノ性質及其狀態ニ於テ必要アリト認メマシタ時ハ、其旨ヲ控訴院長ニ具申スルノデアリマス、例ヘバ御分リニナラナ

ケレバ、長野ノ例ヲ申シマス、長野地方裁判所デ小學校ノ教員ニ關スル重大事件ガ起タ、其儘ヤッテ居リマスト豫審ガ何時終結スルカ分ラヌ、又取調べモ差支ヘルト云フ場合ニハ、長野地方裁判所長ハ控訴院長ニ其コトヲ具申スルノデアリマス、其具申ニ依ッテ控訴院長ガ適當ナル豫審判事ヲ長野地方裁判所ニ出張セシメルノデアリマス、此間申上ゲマシタヤウニ、今日ハソレガ出

來マセヌ爲ニ東京地方裁判所豫審判事ヲ、本人ノ承諾ヲ得テ長野地方裁判所判事ニ補スト云フ、所謂俗ニ謂フ轉補ノ辭令ヲ出シテヤッテ居ルノデアリマス

○子爵綾小路護君 サウ致シマス、具申ガアレバ必ズ控訴院カラ派遣スル、斯ウ云フ結果ニナルノデアリマスカ

○國務大臣(小山松吉君) 控訴院長ガ不同

意デアリマス、チヨット直チニ行ハレルカドウカ分リマセヌガ、具申ガ相當ナリト認メレバ、法律上ハ控訴院長ニ其權限ヲ認メタ譯デアリマス

○子爵綾小路護君 此改正案ニ限りマシテ、是ガ通過ヲ致シマスレバ、通過……實施ノ曉ニハ派遣サレタ判事ノ、豫審判事ノ滞在モ長クナリ、又派遣ノ範圍ガ廣クナルト考ヘマスノデ、之ニ關係ヲ有ッ所ノ旅費規程等ハ別ニ御考慮ニナラヌデ宜シイノデアリマセウカ、此點ヲ伺ヒマス

○政府委員(大森洪太君) 手續上ノ問題デアリマスカラ、便宜私カラ御答ヲ致シテ置キマス、事件ノ數ノ豫想ハ勿論ハッキリシタコトハ分リマセヌケレドモ、現在ノ狀態、過去ノ狀態、之ヲ色ミ考慮イタシマシテ、大體ノ推定額ハ東京控訴院管内デハ三人一年ニ動カシ得ル、大阪控訴院管内デハ二人、其他ハ一人、サウシテ大抵ノ見込ハ一件一箇月ノ滞在、斯ウ云フ大體ノ見込デアリマシテ、其費用ヲ概算イタシマス

ト、一年ニ二千七百八十五圓五十錢、斯ウ云フ見當デアリマス、是ハ丁度補充費途トナッテ居リマス判檢事出張旅費、

第四部第二類 裁判所構成法中改正法律案特別委員會會議事速記録第二號 昭和九年二月十六日 貴族院

一

一

一

一

一

此中カラ賄ヒ得ル、大體此案ガ司法省内デ確定イタシマシタ際、大藏當局ト相談ヲ致シマシテ、間然ナク諒解ヲ得テ居リマス、是ダケヲ御答イタシマス

○子爵綾小路護君 更ニ一點伺ヒタイノデアリマスガ、刑事訴訟法ノ百十三條ノ規定ニ依リマス云フト、控訴期間ハ二箇月トナツテ居リマシテ、例外トシテ特別必要アル場合ニハ更新繼續スルコトガ出來ルト云フコトニナツテ居リマスガ、實際ノ場合ハ例外ノ方ガ多クアツテ、一年モ二年モ拘留サレルト云フコトニ對シマシテ、世間ノ非難ガ高イノデアリマス、若シモ此法案ガ通過イタシマスレバ、是等ノ點モ其非難ヲ除ク爲ノ一助トナリハセヌカト思ヒマスガ、其點ハ如何デゴザイマセウカ

○國務大臣(小山松吉君) 只今御意見ノ通り豫審判事ガ一人デ非常ニ多忙ノ爲ニ、拘留ノ期間ガ長クナルト云フコトヲ避ケル一助トナルト思ヒマス

○岡田文次君 チョット念ノ爲ニ伺ヒテ見タイト思ヒマスガ、此前政府當局ノ御説明ニ依ルト、此問題ハ是マデモ可ナリ困ラタ場合モアリ、已ムヲ得ナイ場合ニハ只今モ御話ノ通り、臨時ニ轉補ノ手續ヲ執ツテ其用ヲ充タシテ居ラタト云フヤウナ御話モアリ、又

一面ニハ控訴院長各位カラ上申ニナツタコトモアリ、又何カ樞密院ニ御諮詢ニナツタカノヤウナ御話モアツタヤウニ思ヒマスガ、サウ云フヤウニ相當必要ガ餘程カラ御感ジニナツテ居ラタノデヤナイカト思ヒマスガ、ソレニモ拘ラズ是マデ、御提案ニナラヌ、多分是ガ初メテ御提案ニナツタコトト思ヒマスガ、今日マデ延ビテ居ラタノニハ何カ特別ノ必要ガアツタノデアリマセウカ、其邊ノコトヲ御伺イタシタイ

○國務大臣(小山松吉君) 御尤ノ御尋デアリマス、全國控訴院長ノ會議ニ依ツテ其代表者カラ司法大臣ニ上申ガアリマシテ、必要ヲ認メテ居ラタノデアリマス、申スマデモナク裁判所構成法ハ重要ナ意義ヲ有スル法律デアリマスカラ、此改正ニ付テハ司法當局ハ色々考ヘテ居リマシタ、其中ニ裁判所構成法ヲ根本的ニ改メヤウト云フ意見ガ出デ参リマシテ、ソレデ裁判所構成法ヲ、裁判所判事ノ方ノ分ト檢事ヲ別ニ分ケテ、檢察廳法ト云フヤウニ分ケルト云フ案ガアリマシテ、此分ケル案ヲ時ノ政府ハ樞密院ニ提出シタノデアリマス、所ガ檢察廳法ト云フモノノ立法ノ理由ニ付テ大分議論ガ出マシテ、撤回ニナツタノデアリマス、サウ云フ事情デ直接此豫審判事ノ補助ノヤウナ場合ノ

問題デハナイノデアリマスケレドモ、裁判所構成法ノ改正案ニハ此規定ト同ジヤウナ規定ガ置イデアリマシテ、サウ云フコトガアリマシタモノデスカラ、餘リ接近シテ前ニ出シタ法案ヲ、撤回シタヤウナ案ヲ直チニ又出スコトモ如何デアラウカト慎重ニ研究スルト云フ爲ニ、時ガ少シ遅レタ譯デアリマス

○委員長(侯爵松平康昌君) 御質問モナイヤウデゴザイマスカラ、非訟事件手續法中改正法律案ノ御質問ガゴザイマシタラ御願シタイト思ヒマス……兩法律案ニ付テ御質問ナイモノト考ヘテ宜シウゴザイマスカ……御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○委員長(侯爵松平康昌君) ソレデハ質問ハ終結シタト認メマス……續イテ討論ニ入リタイト思ヒマスガ、御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○委員長(侯爵松平康昌君) ソレデハ討論ニ入リマス

○田村新吉君 裁判所構成法ノ方カラ探ルノデアリマスカ

○委員長(侯爵松平康昌君) サウ云フコトニ致シマス、先ヅ裁判所構成法ノ方ヲ議題

ニ供シマス
○田村新吉君 本員ハ本案ハ現狀ニ鑑ミ極メテ適切ナル改正案ト認メマス

○子爵綾小路護君 賛成イタシマス
〔賛成ト呼フ者アリ〕

○委員長(侯爵松平康昌君) 裁判所構成法中改正法律案ノ委員會ノ討論終結シタモノト認メテ宜シウゴザイマスカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○委員長(侯爵松平康昌君) ソレデハ非訟事件手續法中改正法律案ヲ議題ニ致シマス

○田村新吉君 本員ハ本案ノ改正ハ極メテ適當ナルモノト認メマス

○子爵綾小路護君 賛成イタシマス
〔賛成ト呼フ者アリ〕

○委員長(侯爵松平康昌君) 本改正法律案ニ付テ御意見ガナケレバ、是モ討論終結ト認メテ宜シウゴザイマスカ、御異議ゴザイマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○委員長(侯爵松平康昌君) 御異議ナイモノト認メマス、ソレデハ採決ニ移リマスガ御異議ゴザイマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○委員長(侯爵松平康昌君) 先ヅ初メニ裁判所構成法中改正法律案ニ付テ採決イタシ

マス、當委員會ハ可決スベキモノト考ヘテ
宜シウゴザイマスカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(侯爵松平康昌君) 満場一致可決
シタモノト認メマス

○委員長(侯爵松平康昌君) 次ニ非訟事件
手續法中改正法律案、是モ當委員會ハ可決
スベキモノト認メテ宜シウゴザイマスカ、

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(侯爵松平康昌君) 満場一致可決
シタモノト認メマス

○委員長(侯爵松平康昌君) 兩案共ニ可決
スベキモノト認メテ宜シウゴザイマスカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(侯爵松平康昌君) 當委員會ニ付
託サレマシタ此二案ハ、満場一致當委員會
ハ可決シタモノト認メマス、散會イタシマ
ス

午後二時一分散會

出席者左ノ如シ

委員長 侯爵松平 康昌君

副委員長 木場 貞長君

委員

子爵鍋島 直繩君

子爵綾小路 護君

男爵渡邊 修二君

岡田 文次君

田村 新吉君

金子元三郎君

大西虎之介君

國務大臣

司法大臣 小山 松吉君

政府委員

司法政務次官 八並 武治君

司法省民事局長 大森 洪太君

昭和九年二月十六日印刷

昭和九年二月十七日發行

貴族院事務局

印刷者 内閣印刷局